

# 恵庭市水道事業の概要

令和 7年 4月 1日 現在

恵庭市水道部

# 恵庭市水道事業の概要

## < 目 次 >

水道事業の沿革	1～5
第3次水道事業認可事業区分表	6
人口及び給水の状況	7
恵庭市の水道施設	8～9
上水道配水区域図	10
石狩東部広域水道企業団拡張事業概要図	11
水道水の水質検査	12～13
公営企業組織図	14
水道料金の推移	15

## 恵庭市上水道の沿革

項目	単位	創設	第1次拡張事業	第2次拡張事業	第3次拡張事業	第3次拡張事業(変更)
認可年月日	-	昭和37年12月28日	昭和43年4月1日	昭和45年3月31日	昭和54年3月22日	平成30年9月12日
計画給水人口	(人)	15,000	20,000	34,000	80,500	70,970
計画1日最大給水量	( $\text{m}^3/\text{日}$ )	3,000	3,750	10,200	34,200	30,400
計画1人1日最大給水量	( $\text{リ}/\text{人}/\text{日}$ )	200	188	300	425	428
着手年月日	-	昭和38年7月15日	昭和43年4月1日	昭和45年4月1日	昭和54年4月1日	
竣工年月日	-	昭和40年10月30日	昭和44年3月31日	昭和51年12月10日	整備中	
経緯 (変更)	-		給水区域(統合・拡張) 給水人口 給水量	給水区域 給水人口 給水量	給水区域 給水人口 給水量	
			恵庭上水道、島松簡易水道、 柏木・西島松専用水道を統合し 事業認可を得る	表流水、伏流水を使用する恵 庭浄水場の整備	演習場及び島松沢、盤尻の一部を除く居住地区全域を 給水区域に拡大。不足分を企業団から受水し、配水池 を牧場系・柏木系に分けて給水	
水利権との関係	-	漁川第2取水口 $0.0348 \text{ m}^3/\text{s}$ ( $3,000 \text{ m}^3/\text{日}$ )	漁川第2取水口 $0.0348 \text{ m}^3/\text{s}$ ( $3,000 \text{ m}^3/\text{日}$ ) 柏木川 $0.003 \text{ m}^3/\text{s}$ ( $259 \text{ m}^3/\text{日}$ ) ルルマップ川 $0.00583 \text{ m}^3/\text{s}$ ( $503 \text{ m}^3/\text{日}$ )	漁川第1取水口 $0.095 \text{ m}^3/\text{s}$ ( $8,208 \text{ m}^3/\text{日}$ ) 漁川第2取水口 $0.026 \text{ m}^3/\text{s}$ ( $2,246 \text{ m}^3/\text{日}$ ) 柏木川 $0.003 \text{ m}^3/\text{s}$ ( $259 \text{ m}^3/\text{日}$ ) ルルマップ川 $0.00583 \text{ m}^3/\text{s}$ ( $503 \text{ m}^3/\text{日}$ )	漁川第1取水口 $0.0949 \text{ m}^3/\text{s}$ ( $8,195 \text{ m}^3/\text{日}$ ) 漁川第2取水口 $0.0261 \text{ m}^3/\text{s}$ ( $2,250 \text{ m}^3/\text{日}$ ) 柏木川 $0.003 \text{ m}^3/\text{s}$ ( $259 \text{ m}^3/\text{日}$ ) ルルマップ川 $0.00583 \text{ m}^3/\text{s}$ ( $503 \text{ m}^3/\text{日}$ )	H28年度 廃止
					石狩東部広域水道企業団 $24,000 \text{ m}^3/\text{日}$	

## 水道事業の概要

### 1. 水道事業計画（第3次拡張事業）

・認可	昭和54年3月22日
・計画給水人口	80,500人
・日最大給水量	34,200 m <sup>3</sup>
┌ 石狩東部広域水道企業団 漁川 └ 柏木川・ルルマップ川	24,000 m <sup>3</sup>
	9,700 m <sup>3</sup>
	500 m <sup>3</sup>

### 第3次拡張事業(変更)

・変更時期	平成30年9月12日
・計画給水人口	70,970人
・日最大給水量	30,400 m <sup>3</sup>

### 2. 計画達成のための事業

- ・第1期工事（整備済） 柏木配水池築造により島松・恵み野地区への配水管布設
- ・第2期工事（整備済） 漁川右岸への配水管布設
- ・第3期工事（整備済） 牧場第2配水池築造
- ・第4期工事（整備済） 柏木第2配水池築造・送水管等の整備
- ・第5期工事（予定） 牧場第3配水池築造

### 3. 水道事業の現況

安全な水を安心して供給すること、水源の2系統化を図り水質事故や災害時の水質確保を目的として、平成8年度に石狩東部広域水道企業団の拡張事業に参画し、平成27年度からは、従来の漁川浄水場からの受水に加え、千歳川浄水場からの受水を開始し、水源を2系統化しています。

これにより、機械施設等の老朽化のため更新が必要であった本市の恵庭浄水場を平成26年度末をもって廃止しています。

- ・恵庭浄水場廃止 平成27年3月31日
- ・石狩東部広域水道企業団千歳川水系の受水開始

平成27年4月1日

・日最大給水量	30,400 m <sup>3</sup>
┌ 石狩東部広域水道企業団 漁川水系受水 └ 千歳川水系受水	24,000 m <sup>3</sup>
	6,400 m <sup>3</sup>

## 恵庭市水道事業の沿革

No1

年 月 日	内 容	年 月 日	内 容
S 32.12.1	島松簡易水道事業認可。計画人口 5,000人、日最大 750m <sup>3</sup> /日	S 44.3.31	恵庭上水道第1次拡張事業工事完了。
S 33.4.1	島松簡易水道事業給水開始。	S 45.3.31	第2次拡張事業認可。計画人口 34,000人、日最大 10,200m <sup>3</sup> /日
S 33.12.25	島松簡易水道事業工事終了。	S 46.8.25	島松配水池増築工事完了。
S 37.12.28	恵庭上水道事業の認可。計画人口 15,000人、日最大 3,000m <sup>3</sup> /日	S 46.9.13	島松仮設取水施設・導水管布設工事完了。
S 39.3.10	上水道事業 給水開始（伏流水）。恵庭浄水場稼動開始。	S 46.11.2	柏木増圧ポンプ施設工事完了。
S 39.11.15	柏木専用水道布設工事の認可。計画人口 237人、上水道より分水。	S 49.4.1	石狩東部広域水道企業団設立。江別市、千歳市、恵庭市、広島町
S 40.4.1	柏木専用水道給水開始。	S 49.5	恵庭浄水場 表流水の沈殿・ろ過処理開始。
S 40.9.22	西島松専用水道布設工事の認可。計画人口 216人、上水道より分水。	S 50.4.1	島松浄水場運転休止。
S 40.10.30	恵庭町上水道事業工事完了。	S 51.12.10	恵庭上水道第2次拡張事業工事完了。
S 40.12.10	柏木専用水道布設工事完了。	S 54.3.22	上水道第3次拡張事業認可。計画人口 80,500人、日最大 34,200m <sup>3</sup> /日
S 40.12.20	西島松専用水道布設工事完了。	S 55.4.9	水道企業団より柏木第1配水池へ受水開始。
S 41.4.1	西島松専用水道供給開始。	S 55.12.27	第3次拡張事業1期分工事完了。（恵み野ルート）
S 42.12	島松簡易水道、柏木専用水道、西島松専用水道を恵庭上水道に統合。	S 56.6.1	恵庭浄水場の浄水処理を時間運転に変更。
S 43.3.31	島松簡易水道、柏木専用水道、西島松専用水道廃止。	S 57.12.25	水道企業団より牧場配水池へ15,000m <sup>3</sup> /日受水開始。 恵庭浄水場の浄水処理を運転休止。
S 43.4.1	統合により第1次拡張事業認可。計画人口20,000人、日最大3,750m <sup>3</sup> /日 拡張に伴い地方公営企業法の適用を受ける。	S 60.12	自衛隊南恵庭駐屯地へ給水開始。

年 月 日	内 容	年 月 日	内 容
S 62~63	第3次拡張事業2期分工事。(Φ500、漁川横断)	H 7.11.22	専用送水管工事着工。(牧場配水池から柏木配水池連絡管Φ400L=3.9km)
H 1.10.30	恵庭浄水場第1期改良工事完了。	H 8.3	夕張シューパロダム建設事業に関する基本協定書の締結。
H 1.11.6	恵庭浄水場の浄水処理を時間運転で再開。	H 8.8.22	牧場配水ポンプ場躯体工事着工。
H 2.10.30	第3次拡張事業3期分開始。	H 8.10.17	柏木第2配水池通水開始。
H 5.3	浄水場基本計画委託完了。	H 9.3.26	恵庭浄水場改修工事完了。
H 5.4	夕張シューパロダム広域水道事業準備室設置。	H 9.7.8	恵庭浄水場 浄水処理の運転本格稼動。(表流水)
H 5.6.16	牧場第2配水池工事着工。(入室バルブ室~平成27年度まで対応) 容量 3,150m <sup>3</sup> 、有効水深 3.5m、RC造1槽	H 9.11	恵庭浄水場 簡易活性炭注入設備完了。
H 5.6.18	配水区域変更。(将来区域の変更)	H 11.3	専用送水管通水。(自然流下) 8,400m <sup>3</sup> /日
H 6.3.7	「水道企業団拡張整備計画の同意 議案第11号」を恵庭市議会で議決。	H 11.3	水道企業団が千歳川浄水場建設工事に着手。
H 6.3	配水管基本計画委託完了。	H 15.3.10	新水道庁舎へ事務所を移転し、業務開始。
H 6.9.16	配水管理棟新設工事着工。	H 16.4.1	水道料金等徴収事務民間委託。
H 6.10.22	牧場第2配水池通水開始。	H 16.10.1	検針用ハンディターミナル導入。
H 7.3.27	配水管理棟新設(建築)工事完了。	H 16.12.20	柏木増圧ポンプ場改築工事完了。
H 7.4	水道企業団拡張事業 由仁町、長幌上水道企業団が参画。	H 17.10.1	メーター使用料の廃止(平成17年10月分より)
H 7.7.20	柏木第2配水池工事着工(流入バルブ室~平成27年度まで対応) 容量2,400m <sup>3</sup> 、有効水深6.0m、PC造1槽 第3次4期拡張事業開始。	H 21.2.27	牧場第1配水池耐震化工事完了。
H 7.8.23	恵庭浄水場改修工事着工。(建築・プラント機械)	H 22.3.31	牧場第2配水池耐震化工事完了。

年 月 日	内 容	年 月 日	内 容
H 22.3.31	漁川水利権更新。許可期限 平成31年3月31日。	R 5.3	応急給水車（タンク容量3,000ℓ）納車。
H 24.4	「恵庭市水道ビジョン」策定。	R 6.4	配水用ポリエチレン管（HPPE）採用
H 24.9.28	西島松増圧ポンプ場新築工事完了	R 7.1.31	恵庭市民会館に緊急貯水槽（100m <sup>3</sup> ）整備。
H 25.4.1	石狩東部広域水道企業団の拡張事業に係る当初計画規模施設分負担に関する確認書の締結		
H 27.3.31	恵庭浄水場廃止		
H 27.4.1	石狩東部広域水道企業団の拡張系受水開始 石狩東部広域水道企業団へ配水管理業務を委託		
H 27.4.19	恵庭市水道事業経営戦略策定 恵庭市水道事業管路更新計画策定		
H 29.2.21	恵庭浄水場水利権廃止		
H 29.3.27	恵庭市第2庁舎開庁（RC造 4F総床面積1,177.15m <sup>2</sup> ）		
H 29.4.1	恵庭市公営企業経営審議会の設置		
H 30.4.1	恵庭市水道部組織再編（経営管理課、施設維持課、工事課の3課体制）		
H 30.9.12	第3次拡張事業変更。計画人口 70,970人、日最大 30,400m <sup>3</sup> /日		
R 2.3	「恵庭市水道事業ビジョン・経営戦略」改定。 「恵庭市水道事業管路更新計画」改定		
R 2.4.1	恵庭市水道部組織再編（経営管理課、上水道課、下水道課の3課体制）		
R 2.11.10	南島松 花の拠点はなふるに緊急貯水槽（100m <sup>3</sup> ）整備。		
R 4.3.11	応急給水資材車庫（建築）工事完了。		

### 第3次水道事業認可事業区分表

事業区分	施行年度	事業概要・目的	事業内容				備考
			施設名	口径	延長・規模	事業費(千円)	
1期工事	昭和54年度～昭和55年度	配水区域を牧場・柏木に2分割し、柏木配水区域の配水池・配水幹線管路整備を行い、恵み野への給水を開始。	柏木第1配水池 配水本管	φ350～ φ600	容量 4,300m <sup>3</sup> L = 5.0 km	483,631	昭和48年牧場第1配水池築造 容積3,360m <sup>3</sup>
2期工事	昭和62年度～昭和63年度	恵庭テクノパーク(工業団地)造成やサポール工場等の進出に伴い牧場配水区域の配水幹線管路の内、漁川横断部の整備を行い給水開始。	配水本管	φ450～ φ600	L = 2.2 km	299,047	
3期工事	平成2年度～平成6年度	給水量の伸び等による配水池貯留容量不足による牧場配水池増設更に各施設のセンターとなる配水管理棟の新築及び、3階直結給水を目指し牧場配水区域内配水幹線管路整備。	牧場第2配水池 配水管理棟 配水本管	φ150～ φ600	容量 3,150m <sup>3</sup> R C造2階建 L = 5.0 km	1,399,061	
4期工事	平成7年度～平成12年度	2配水区域の水運用上、柏木配水区域の水源水量に不足が生じる為、牧場配水池からの送水施設整備及びそれを受水する柏木第2配水池築造、更に3階直結給水を目指し柏木配水区内配水幹線管路の整備を行う。	送水ポンプ場 専用送水管 柏木第2配水池 配水本管	φ400 φ400	R C造2階建 L = 4.0 km 容量 2,400m <sup>3</sup> L = 3.2 km	2,127,197	
5期工事	平成13年度～	給水量の伸び等を勘案し配水池貯留容量の適正化に努め、更に牧場配水区内配水幹線管路整備を行う。	牧場第3配水池 配水本管	φ300～ φ450	容量 3,150m <sup>3</sup> L = 1.1 km	606,000	

## 人口及び給水の状況

年 度 区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 行政区域内人口 (人)	68,934	69,197	69,447	69,626	69,900	69,994	70,033	70,069	70,023	70,125
2. 給水人口(人)	68,421	68,685	68,934	69,114	69,869	69,485	69,524	69,559	69,516	69,619
3. 総給水量(m <sup>3</sup> )	6,699,093	6,743,917	6,699,561	6,714,225	6,741,932	6,829,300	6,747,687	6,815,565	6,804,790	6,743,322
4. 日平均給水量(m <sup>3</sup> )	18,304	18,476	18,355	18,395	18,419	18,710	18,487	18,673	18,592	18,475
5. 一人一日給水量 (ℓ)	268	269	266	266	263	269	266	268	267	265
6. 日最大給水量(m <sup>3</sup> )	20,493	20,308	20,674	20,619	20,506	20,358	20,773	20,294	21,042	20,149
7. 負荷率(%)	89.3	91.0	88.8	89.2	89.8	91.9	89.0	92.0	88.4	91.7
8. 有収水量(m <sup>3</sup> )	6,060,863	6,137,312	6,122,586	6,111,141	6,146,494	6,239,060	6,151,920	6,152,285	6,204,084	6,300,375
9. 一人一日有収水量(ℓ)	242	245	243	242	242	246	242	242	244	248
10. 有収率(%)	90.5	91.0	91.4	91.0	91.2	91.4	91.2	90.3	91.2	93.4

※負荷率＝1日平均給水量/一日最大給水量\*100

## 恵庭市の水道施設

### ●浄水施設（石狩東部広域水道企業団）

#### ◇漁川浄水場（漁川）

漁川浄水場は、石狩東部広域水道企業団が管理運営し、日最大72,000 m<sup>3</sup>の浄水能力を有しています。そのうち、恵庭市では日最大24,000 m<sup>3</sup>を受水できます。



#### ◇千歳川浄水場（千歳川）

千歳川浄水場は、石狩東部広域水道企業団が管理運営し、日最大26,480 m<sup>3</sup>の浄水能力を有しています。そのうち、恵庭市では日最大6,400 m<sup>3</sup>を受水できます。

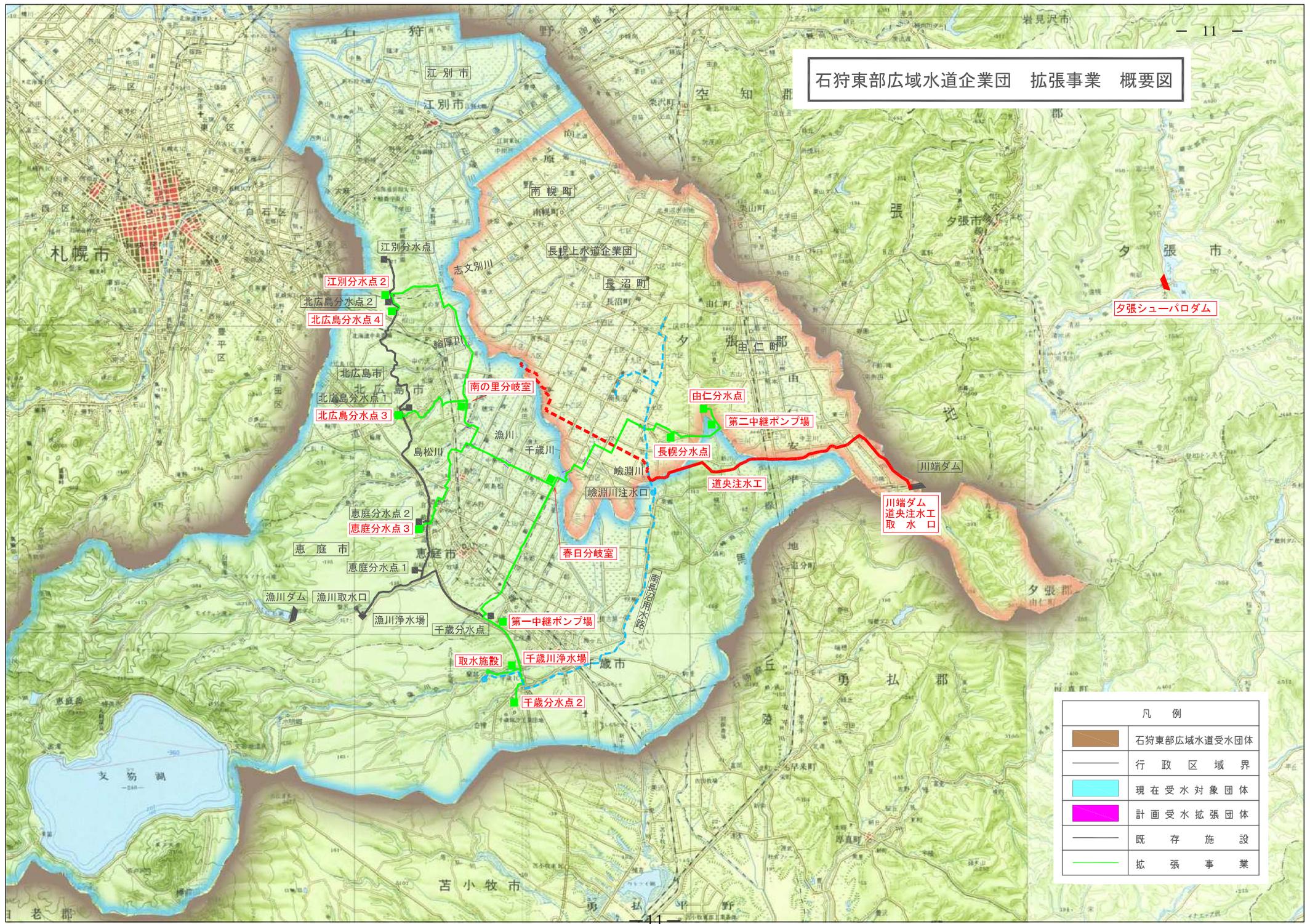


●配水施設

◇牧場配水池	◇柏木配水池	◇柏木増圧ポンプ場	◇西島松増圧ポンプ場
<p>漁川浄水場から水を受け、一度貯留したのち、柏木配水池と恵庭市の東側地区へ給水しています。詳細については配水区域図をご覧ください。                      ※地下式RC構造タンク…配水池容量：6,510 m<sup>3</sup>                      地震などの災害時には緊急時給水拠点となります。</p>	<p>千歳川浄水場及び牧場配水池から水を受け、一度貯留したのち、恵庭市の西側地区へ給水しています。詳細については配水区域図をご覧ください。                      ※地上式PC構造タンク…配水池容量：6,700 m<sup>3</sup>                      地震などの災害時には緊急時給水拠点となります。</p>	<p>柏木町の一部高台地区へ加圧給水しています。</p>	<p>西島松の一部高台地区及び島松沢へ加圧給水しています。</p>
			



# 石狩東部広域水道企業団 拡張事業 概要図



凡例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:brown;"></span>	石狩東部広域水道受水団体
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px solid black;"></span>	行政区域界
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:cyan;"></span>	現在受水対象団体
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:lightcoral;"></span>	計画受水拡張団体
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px solid black;"></span>	既存施設
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px solid green;"></span>	拡張事業

## 水道水の水質検査について

水道水が水道法第4条の規定による水質基準等に適合し、安全で良質であることを確認するため、法に基づいた検査項目や頻度、適した場所について毎年度計画を策定し水質検査を実施しています。

### ◇水質基準項目及びの検査頻度

分類	番号	項目名	基準値 (mg/L)	水道法に基づく検査頻度			当市における 検査頻度 市内4ヶ所		
				基本となる 頻度 ※1	検査頻 度の減 ※2	検査の 省略 ※3			
人の健康に関する項目	病原生物による汚染の指標	基1	一般細菌	100集落数/mL以下	1ヶ月に1回以上	不可	不可	1ヶ月に1回	
		基2	大腸菌	検出されないこと					
	無機物/重金属	基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	3ヶ月に1回以上	可	可	3ヶ月に1回	
		基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下					
		基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下					
		基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下					
		基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下					
		基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下					
		基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		不可	不可		
		基10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下					
		基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		可	可		
		基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下					
		基13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下					
		基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下					
		一般有機物	基15	1,4-ジオキサン		0.05mg/L以下	3ヶ月に1回以上		可
	基16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下					
	基17		ジクロロメタン	0.02mg/L以下					
	基18		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下					
	基19		トリクロロエチレン	0.01mg/L以下					
	基20		ベンゼン	0.01mg/L以下					
	消毒副生成物	基21	塩素酸	0.6mg/L以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可	3ヶ月に1回	
		基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下					
		基23	クロロホルム	0.06mg/L以下					
		基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			不可		可
		基25	ジブromokロメタン	0.1mg/L以下					
		基26	臭素酸	0.01mg/L以下			不可		不可
		基27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下					
		基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下					
		基29	ブromोजクロロメタン	0.03mg/L以下					
		基30	ブromホルム	0.09mg/L以下					
		基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下					
	水道水が有すべき性状に関する項目	着色	基32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	3ヶ月に1回以上	可	可	3ヶ月に1回
			基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				
			基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				
			基35	銅及びその化合物	1mg/L以下				
		味	基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		月1回以上	不可	
	着色	基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下					
	味	基38	塩化物イオン	200mg/L以下	3ヶ月に1回以上	可	可	3ヶ月に1回	
		基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下					
	発泡	基40	蒸発残留物	500mg/L以下	3ヶ月に1回以上	可	可	3ヶ月に1回	
		基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下					
	かび臭	基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	発生時期に月1回以上	不可	可	1年に1回 ※4	
		基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下					
	発泡	基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	3ヶ月に1回以上	可		3ヶ月に1回	
	臭気	基45	フェノール類	0.005mg/L以下					
	味	基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下					

基礎的 性状	基47	pH値	5.8以上8.6以下	1ヶ月に 1回以上	不可	不可	1ヶ月に1回
	基48	味	異常でないこと				
	基49	臭気	異常でないこと				
	基50	色度	5度以下				
	基51	濁度	2度以下				

※1…水道法に定められた基本となる検査頻度。

※2…過去3年間の検査結果により、※1の検査頻度を減することができるか否か。

※3…※1及び※2に関わらず過去の検査結果等で一定の基準を満たしたとき検査を省略することができるか否か。

※4…本市においては、全項目検査時に年1回検査する。

#### ◇毎日水質検査の項目及び検査頻度

番号	項目名	基準値	水道法に基づく 検査頻度	本市における 検査頻度 (市内5ヶ所)
毎1	色	異常でないこと	1日1回以上	1日1回
毎2	濁り	異常でないこと		
毎3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上		

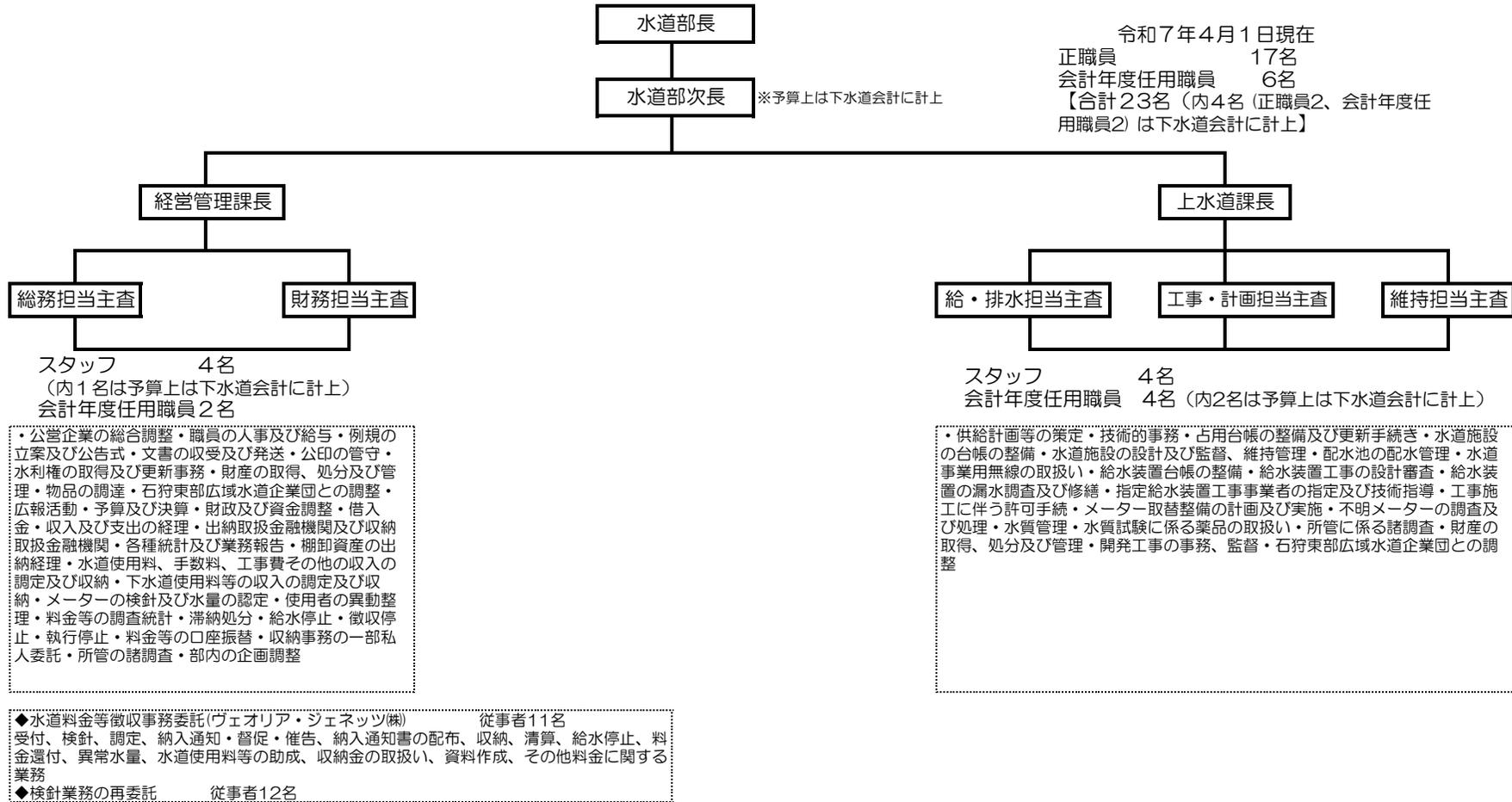
#### ◇水質管理目標設定項目及び検査頻度

番号	項目名	目標値 (mg/L)	本市における検査頻度 (市内2ヶ所)
目1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	1年に1回
目2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下	
目3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	
目4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
目5	トルエン	0.4mg/L以下	
目6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	
目7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	消毒剤に二酸化炭素を使用していないので省略
目8	二酸化塩素	0.6mg/L以下	1年に1回
目9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	
目10	抱水クロラール	0.02mg/L以下	浄水場上流で農薬の使用実績が無いので省略
目11	農薬類 ※5	検出値と目標値の比の和として、1以下	
目12	残留塩素	1mg/L以下	(採水時に必ず確認する項目)
目13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	水質基準項目39と同項目のため省略
目14	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	水質基準項目37と同項目のため省略
目15	遊離炭酸	20mg/L以下	1年に1回
目16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	
目17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	
目18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	
目19	臭気強度(TON)	3以下	
目20	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	水質基準項目40と同項目のため省略
目21	濁度	1度以下	水質基準項目51と同項目のため省略
目22	pH値	7.5程度	水質基準項目47と同項目のため省略
目23	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上、極力0に近づける	1年に1回
目24	従属栄養細菌	2,000集落数/mL以下	
目25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
目26	アルミニウム及びその化合物 ※6	0.1mg/L以下	
目27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下	

※5…対象農薬それぞれの目標値は別に定められている。

※6…水質基準項目・基33で年4回検査しているが、目1～3の一斉分析検査で結果が判明する。

# 恵庭市公営企業（水道事業）組織図



令和7年4月1日現在  
正職員 17名  
会計年度任用職員 6名  
【合計23名(内4名(正職員2、会計年度任用職員2)は下水道会計に計上)】

## 水道料金の推移

昭和33年度～昭和43年度(恵庭地区)				昭和33年度～昭和43年度(島松地区)				昭和43年度～昭和48年度				昭和49年度～昭和50年度				昭和51年度～昭和54年度			
用途	基本料金1ヶ月につき		1m <sup>3</sup> につき	用途	基本料金1ヶ月につき		1m <sup>3</sup> につき	用途	基本料金1ヶ月につき		1m <sup>3</sup> につき	用途	基本料金1ヶ月につき		1m <sup>3</sup> につき	用途	基本料金1ヶ月につき		1m <sup>3</sup> につき
	水量	料金			水量	料金			水量	料金			水量	料金			水量	料金	
家事用	10m <sup>3</sup>	300円	30円	家事用	10m <sup>3</sup>	250円	25円	家事用	10m <sup>3</sup>	300円	40円	家事用	10m <sup>3</sup>	420円	60円	家事用	10m <sup>3</sup>	730円	105円
営業用	20m <sup>3</sup>	620円	60円	営業用	10m <sup>3</sup>	250円	35円	営業用	20m <sup>3</sup>	620円	60円	営業用	20m <sup>3</sup>	870円	80円	営業用	20m <sup>3</sup>	1,560円	145円
団体用	30m <sup>3</sup>	830円	25円	団体用	20m <sup>3</sup>	300円	25円	団体用	30m <sup>3</sup>	830円	35円	団体用	30m <sup>3</sup>	1,160円	50円	団体用	30m <sup>3</sup>	2,080円	105円
工業用	30m <sup>3</sup>	1,700円	60円	工業用	30m <sup>3</sup>	600円	25円	工業用	50m <sup>3</sup>	1,700円	60円	工業用	50m <sup>3</sup>	2,380円	80円	工業用	50m <sup>3</sup>	4,160円	145円
浴場用	100m <sup>3</sup>	2,000円	20円	浴場用	100m <sup>3</sup>	2,000円	20円	浴場用	100m <sup>3</sup>	2,000円	20円	浴場用	100m <sup>3</sup>	2,800円	30円	浴場用	100m <sup>3</sup>	4,880円	55円
—				—				臨時用	10m <sup>3</sup>	400円	40円	臨時用	10m <sup>3</sup>	560円	60円	臨時用	10m <sup>3</sup>	1,050円	110円
—				—				観賞用	10m <sup>3</sup>	600円	60円	観賞用	10m <sup>3</sup>	840円	80円	観賞用	10m <sup>3</sup>	900円	110円
平均改定率				平均改定率				平均改定率				平均改定率				平均改定率			
摘要				摘要				摘要				摘要				摘要			

昭和55年度～昭和56年度				昭和57年度～昭和58年度				昭和59年度～昭和60年度				昭和61年度～昭和63年度				平成元年度～平成4年度			
用途	基本料金1ヶ月につき		1m <sup>3</sup> につき	用途	基本料金1ヶ月につき		1m <sup>3</sup> につき	用途	基本料金1ヶ月につき		1m <sup>3</sup> につき	用途	基本料金1ヶ月につき		1m <sup>3</sup> につき	用途	基本料金1ヶ月につき		1m <sup>3</sup> につき
	水量	料金			水量	料金			水量	料金			水量	料金			水量	料金	
家事用	8m <sup>3</sup>	750円	130円	家事用	8m <sup>3</sup>	900円	155円	家事用	8m <sup>3</sup>	1,040円	180円	家事用	8m <sup>3</sup>	1,150円	205円	家事用	8m <sup>3</sup>	1,100円	200円
φ13	10m <sup>3</sup>	1,200円	170円	φ13	10m <sup>3</sup>	1,400円	210円	φ13	10m <sup>3</sup>	1,600円	250円	φ13	10m <sup>3</sup>	1,800円	285円	φ13	10m <sup>3</sup>	1,750円	280円
φ20～25	10m <sup>3</sup>	2,500円	170円	φ20～25	10m <sup>3</sup>	3,000円	210円	φ20～25	10m <sup>3</sup>	3,450円	250円	φ20～25	10m <sup>3</sup>	3,950円	285円	φ20～25	10m <sup>3</sup>	3,850円	280円
φ30～40	10m <sup>3</sup>	3,600円	170円	φ30～40	10m <sup>3</sup>	4,400円	210円	φ30～40	10m <sup>3</sup>	5,050円	250円	φ30～40	10m <sup>3</sup>	5,750円	285円	φ30～40	10m <sup>3</sup>	5,600円	280円
φ50～75	10m <sup>3</sup>	6,000円	170円	φ50～75	10m <sup>3</sup>	7,400円	210円	φ50～75	10m <sup>3</sup>	8,500円	250円	φ50～75	10m <sup>3</sup>	9,700円	285円	φ50～75	10m <sup>3</sup>	9,500円	280円
φ100	10m <sup>3</sup>	12,000円	170円	φ100	10m <sup>3</sup>	14,800円	210円	φ100	10m <sup>3</sup>	17,000円	250円	φ100	10m <sup>3</sup>	19,400円	285円	φ100	10m <sup>3</sup>	19,000円	280円
浴場用	100m <sup>3</sup>	6,300円	75円	浴場用	100m <sup>3</sup>	7,700円	90円	浴場用	100m <sup>3</sup>	8,800円	105円	浴場用	100m <sup>3</sup>	10,000円	120円	浴場用	100m <sup>3</sup>	9,800円	115円
平均改定率	29.8%			平均改定率	20.5%			平均改定率	16.5%			平均改定率	12.9%			平均改定率	△5.0%		
摘要	10m <sup>3</sup> ～8m <sup>3</sup> 及び口径別料金			摘要				摘要				摘要				摘要	消費税(3%)を転嫁。<内税>		

平成5年度～平成8年度				平成9年度～平成11年度				平成12年度～平成25年度				平成26年度～現在			
用途	基本料金1ヶ月につき		1m <sup>3</sup> につき	用途	基本料金1ヶ月につき		1m <sup>3</sup> につき	用途	基本料金1ヶ月につき		1m <sup>3</sup> につき	用途	基本料金1ヶ月につき		1m <sup>3</sup> につき
	水量	料金			水量	料金			水量	料金			水量	料金	
家事用	8m <sup>3</sup>	1,030円	190円	家事用	8m <sup>3</sup>	1,130円	208円	家事用	8m <sup>3</sup>	1,250円	224円	家事用	8m <sup>3</sup>	1,190円	213円
φ13	10m <sup>3</sup>	1,655円	265円	φ13	10m <sup>3</sup>	1,815円	291円	φ13	10m <sup>3</sup>	2,000円	313円	φ13	10m <sup>3</sup>	1,904円	298円
φ20～25	10m <sup>3</sup>	3,640円	265円	φ20～25	10m <sup>3</sup>	3,995円	291円	φ20～25	10m <sup>3</sup>	4,500円	313円	φ20～25	10m <sup>3</sup>	4,285円	298円
φ30～40	10m <sup>3</sup>	5,290円	265円	φ30～40	10m <sup>3</sup>	5,810円	291円	φ30～40	10m <sup>3</sup>	6,700円	313円	φ30～40	10m <sup>3</sup>	6,380円	298円
φ50～75	10m <sup>3</sup>	8,980円	265円	φ50～75	10m <sup>3</sup>	9,860円	291円	φ50～75	10m <sup>3</sup>	11,400円	313円	φ50～75	10m <sup>3</sup>	10,857円	298円
φ100～	10m <sup>3</sup>	17,955円	265円	φ100～	10m <sup>3</sup>	19,720円	291円	φ100～	10m <sup>3</sup>	22,800円	313円	φ100～	10m <sup>3</sup>	21,714円	298円
浴場用	100m <sup>3</sup>	9,260円	110円	浴場用	100m <sup>3</sup>	10,170円	121円	公衆浴場用	100m <sup>3</sup>	11,000円	130円	公衆浴場用	100m <sup>3</sup>	10,476円	123円
平均改定率	△5.5%			平均改定率	9.8%			平均改定率	8.6%			平均改定率	消費税が5%から8%へ		
摘要	石東の受水費の減額			摘要	消費税分(2%増)を含む。			摘要				摘要	税抜表示へ変更		

・平成17年10月分よりメーター使用料の廃止